

令和2年度税制改正により、4月から「地方税法等の一部を改正する法律」が施行されています。今回は、市民税に関する主な改正について、お知らせします。

ひとり親に対する税制上の措置および寡婦控除の見直しなど
(適用時期：令和3年度分の個人市県民税から)

「ひとり親控除」が創設されました

【対象者】

▶ 性別を問わず、未婚、死別、離別に問わず現に婚姻をしていない人で、かつ、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている人を除き、その年分の「総所得金額等」の合計額が48万円以下）を有する人

【本人の所得要件】

▶ 合計所得金額が500万円以下

【改正前後の個人市民税・県民税における所得控除の額（万円）】

「寡婦控除」が見直されました

ひとり親以外の寡婦については、引き続き「寡婦控除」として適用されますが、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限が設けられました

【対象者】

▶ 夫と死別・離婚した後、婚姻をしていない人で、かつ、扶養親族を有する人

▶ 夫と死別した後、婚姻をしていない人

【本人の所得要件】

▶ 合計所得金額が500万円以下

		寡婦(寡夫)控除									
		配偶関係	死別		離別						
		本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~					
改正前	本人が女性	扶養親族 有	子	30	26	30	26				
			子以外	26	26	26	26				
			無	26	-	-	-				
			無	26	-	-	-				
改正後	本人が女性	扶養親族 有	子	30	-	30	-	未婚のひとり親 ~500万	30		
			子以外	26	-	26	-	-	-		
			無	26	-	-	-	-	-		
			無	26	-	-	-	-	-		
改正前	本人が男性	扶養親族 有	子	26	-	26	-				
			子以外	-	-	-	-				
			無	-	-	-	-				
			無	-	-	-	-				
改正後	本人が男性	扶養親族 有	子	30	-	30	-	未婚のひとり親 ~500万	30		
			子以外	-	-	-	-	-	-		
			無	-	-	-	-	-	-		
			無	-	-	-	-	-	-		

※ 「ひとり親控除」「寡婦控除」のいずれについても住民票の続柄に、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄の記載（「夫（未届）」「妻（未届）」など）がある場合は対象となりません。

市民税の寄附金税額控除の対象が拡大されます

(適用時期：令和4年度分の個人市民税から)

市内に住所がある社会福祉法人などに寄附をした場合、今まで所得税と個人県民税のみ控除の対象となっていたが、令和3年1月1日以降、個人市民税も控除の対象となります。申告を行う際には領収書が必要です。

10月は、

市県民税3期、国民健康保険税4期、介護保険料5期、後期高齢者医療保険料4期の納付月です。
〔納期限 11月2日(月)〕

◇ 「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。

◇ 納付で困っていることがあれば、収納課または各支所市民生活係にご相談ください。

次回予告

来月は、「税を考える週間」の予定です。